



# 栃木県公報

平成28年  
10月28日(金)  
第2830号

## 目次

### 告 示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新..... 979
- 特定猟具使用禁止区域の指定..... 983
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定..... 991
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定..... 992
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定..... 993
- 児童相談所に置く児童福祉司の数..... 995
- 児童相談所に置く指導及び教育を行う児童福祉司の数..... 995

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出..... 995
- 公共測量の実施..... 995
- 同..... 996

### 調 達 等 公 告

- 入札公告..... 996

## 告 示

### 栃木県告示第537号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成28年10月28日

栃木県知事 福田 富一

鳥獣保護区の名 称	鳥 獣 保 護 区 の 区 域 及 び 面 積	鳥獣保護区の 存 続 期 間	鳥 獣 保 護 区 の 保 護 に 関 す る 指 針
御 殿 山 鳥 獣 保 護 区	1 区域 鹿沼市今宮町地内鹿沼市道5782号線と市道5101号線との交点を起点とし、同所から市道5101号線を西進し市道5780号線との交点に至り、同所から市道5780号線を西進し御殿山会館前にて御殿山公園の敷地界との交点に至り、同所から同境界を西進し栃木県庁上都賀庁舎西側から御殿山公園に通じる道路との交点に至り、同所から同道路を北東に進み御殿山堀跡との交点に至り、同所から同堀跡を北西に進み市道0013号線との交点に	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、日光・足尾山系から平地へ伸びる裾野に位置し、中型哺乳類や森林性鳥類が生息し、里地～平地の森林生態系が見られる。 当鳥獣保護区は、市街地に隣接し、鹿沼城址の二次林を中心とした御殿山公園として市民の憩いの場となっており、県指定重要文化財に指定される今宮神社を包括した地域である。小学校などの教育機関も至近距離にあり、身近な自然とのふれあいや環境学習の場として今後も広く県民に活用されることが期待される

	<p>至り、同所から同市道を北東に進み更に北に進み鹿沼市上材木町と同市千手町との境界に至り、同所から同境界を東進し市道5786号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道5116号線との交点に至り、同所から市道5116号線を南進し市道5266号線との交点に至り、同所から市道5266号線を西進し更に南に進み市道0346号線及び市道5782号線との交点に至り、同所から市道5782号線を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 12ヘクタール</p>		<p>ため、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区に引き続き指定し、鳥獣の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>城 山 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 佐野市若松町地内市道佐野29号線と市道2級104号線の交点を起点とし、同所から市道2級104号線を西進し更に北進し、市道佐野27号線との交点に至り、同市道を東進し、城山公園と市立城東中学校との境界交点に至り、同地点から市立城東中学校と城山公園の境界線を南進し市道佐野29号線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 4ヘクタール</p>	<p>平成28年11月1日から平成38年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当保護区は佐野市の中心にある城山公園を主として構成される地域であり、南側にはJR・東武佐野駅、東側には市立城東中学校がそれぞれ隣接している。公園内にはサクラヤツツジが植栽されているほか、落葉・常緑広葉樹が生育し、都市部における貴重な緑地帯を形成している。</p> <p>多くの県民が訪れる場所になっていることから、身近な野鳥とのふれあいや環境学習の場として今後も広く県民に活用されるためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区に引き続き指定し、鳥獣の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための巡視を実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>錦 着 山 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 栃木市箱森町地内、市道1032号線に架かるにしき橋の右岸端を起点とし、市道1032号線を南西に進み、錦着山公園駐車場入り口に至り、同地</p>	<p>平成28年11月1日から平成38年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当保護区は、栃木市市街地の西部に位置する錦着山公園を主たる構成要素とする地域であり、東にはやや</p>

	<p>点から南側の山裾の道を西進し市道14311線との交点に至り、同地点から北西に進み市道14229号線との交点に至り、同地点から山裾沿いに北進し山裾から分離する同市道の左折点に至り、同地点から同山裾の道を東進し更に南進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 3 ヘクタール</p>		<p>離れて県道309号線が通っている。おおむね市街地と耕地の境界に位置し、山腹にはツツジが植栽されているほか、落葉・常緑広葉樹が生育し、良好な鳥類観察環境を提供している。</p> <p>市街地に接して、多くの県民が訪れる場所になっていることから、身近な自然とのふれあいや環境学習の場として今後も広く活用されることが期待されるため、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区に引き続き指定し、鳥獣の保護を図るものである。</p> <p>3 保護管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>白 沢 小 学 校 鳥 獣 保 護 区</p>	<p>1 区域 宇都宮市白沢町地内宇都宮市立白沢小学校の南門を起点とし、同所から市道20008号線を北進し同小学校裏側の私道との交点に至り、同所から同私道を東進し土手に至り、同所から同土手に沿って南東に進み同小学校敷地と民有地との境界に至り、同所から同境界に沿って西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 2 ヘクタール</p>	<p>平成28年11月1日から平成38年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当地域は、白沢小学校の敷地及び隣接する平地林であり、学校敷地東部の土手に植栽されたスギが学校林を形成し、鳥類の良好な観察環境を提供している。</p> <p>小学校の敷地を包含し、また、南に運動公園が設置され多くの県民が訪れる場所となっていることから、身近な自然とのふれあいや、環境学習の場として今後も広く県民に活用されることが期待されるため、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区に引き続き指定し、鳥獣の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針</p> <p>(1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>

<p>寺山観音寺 鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 矢板市長井字寺山1874番地、1875番地、2232番地、2233番地1及び2233番地2の区域</p> <p>2 面積 3ヘクタール</p>	<p>平成28年11月1日から平成38年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 寺山観音寺の境内林として巨樹が鬱蒼と生い茂る中に、矢板市鳥のキジバト等の鳥類やムササビ等の獣類など多くの野生鳥獣が生息している。 緑地環境保全地域として適切に保全され、参拝する多くの県民にとって身近な自然とのふれあいや環境学習の場となっているため、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区に引き続き指定し、鳥獣の保護を図るものである。</p> <p>3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>
<p>琴平山 鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 芳賀郡市貝町大字見上地内琴平山頂を基点とし、同所から琴平山遊歩道を北進し鬼怒川森林計画区市貝町小貝地区（以下「小貝地区」という。）29林班イ準林班10小班と14小班との境界に至り、同所から14小班の南側班界を東進し小貝地区29林班ア準林班とイ準林班との境界に至り、同所から小貝地区29林班ア準林班14小班の南側班界を東進し小貝地区29林班と28林班の境界に至り、同所から同境界を南進し市貝町と茂木町の行政界に至り、同所から同行政界を西に進み小貝地区29林班ア準林班31小班と32小班の境界に至り、同所から31小班の南側班界を西進し小貝地区29林班ア準林班とイ準林班との境界に至り、同所から小貝地区29林班ア準林班31小班の西側班界を北進し小貝地区29林班イ準</p>	<p>平成28年11月1日から平成38年10月31日まで</p>	<p>1 県指定鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地</p> <p>2 県指定鳥獣保護区の指定目的 琴平山鳥獣保護区は、市貝町の北部、見上地区に位置し、琴平山を中心とした穏やかな丘陵地帯であり、ツグミ・ヤマガラを始めとする多様な鳥類が生息しており、那珂川県立自然公園の区域内にある。 同県立自然公園を活用するためにも、身近な鳥獣生息地として県指定鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。</p> <p>3 管理方針 (1) 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。 (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。</p>

	林班1小班との境界に至り、 同所から基点に至る線に囲ま れた一円の地域 2 面積 27ヘクタール		
--	--	--	--

栃木県告示第538号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成28年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

特定猟具使用禁止区域の名称	特定猟具使用禁止区域の区域及び面積	特定猟具使用禁止区域の存続期間	鳥獣の捕獲等の禁止に係る特定猟具の種類
関東国際カントリークラブ 特定猟具使用禁止区域	1 区域 芳賀郡茂木町大字下菅又字中ノ内735番地ほか関東国際カントリークラブの敷地全域 2 面積 100ヘクタール	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで	銃器
鹿沼プレミアムゴルフ倶楽部 特定猟具使用禁止区域	1 区域 鹿沼市引田地内市道0312号線と県道入粟野引田線との交点を起点とし、同所から同県道を南進し鹿沼プレミアムゴルフ倶楽部のクラブハウス進入道路の入り口に至り、同所から同県道を150m南進し鹿沼プレミアムゴルフ倶楽部敷地の境界との交点に至り、同所から同境界を南進し市道6205号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道6206号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道石裂上日向線との交点に至り、同所から同県道を西進し林道坂丸線との交点に至り、同所から同林道を北進し鹿沼プレミアムゴルフ倶楽部敷地の境界との交点に至り、同所から同境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域 2 面積 135ヘクタール	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで	銃器
ラインヒルゴルフクラブ 特定猟具使用禁止区域	1 区域 日光市手岡1252番地外151筆株式会社ラインヒル所有のゴルフ場の敷地全域 2 面積 76ヘクタール	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで	銃器
矢板運動公園 特定猟具使用禁止区域	1 区域 矢板市幸岡地内一般国道461号と市道幸岡館の川3号線との交点を起点とし、同所から同一般国道を南西に進み築目川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を北西に進み矢板森林計画区矢板地区27林	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで	銃器

	<p>班と同28林班の林班界との交点に至り、同所から同林班界を北進し林道幸岡線との交点に至り、同所から同林道を北東に進みさらに南東に進み市道幸岡館の川3号線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の地域</p> <p>2 面積 120ヘクタール</p>		
矢板寺山ダム 特 定 猟 具 使用禁止区域	<p>1 区域 矢板市長井地内県道県民の森矢板線と寺山ダム堰堤との交点を起点とし、同所から同堰堤を南西に進み湛水区域との交点に至り、同所から同区域に沿って北西に進み県道県民の森矢板線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 21ヘクタール</p>	平成28年11月 1日から平成 38年10月31日 まで	銃器
尚仁沢上流部 イヌブナ自然林 特 定 猟 具 使用禁止区域	<p>1 区域 塩谷郡塩谷町大字上寺島地内矢板市と塩谷町との行政界と国有林347林班と民有林との境界との交点を起点とし、同所から同境界を北西に進み国有林347林班ろ2小班と同林班い1小班との境界に至り、同所から国指定天然記念物尚仁沢上流部イヌブナ自然林境界杭W29に向かって北東に進み杭に至り、同所から国指定天然記念物尚仁沢上流部イヌブナ自然林境界に沿って北東に進み同境界杭W17に至り、同所から東進し矢板市と塩谷町との行政界に至り、同所から同行政界を南東に進みさらに南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 23ヘクタール</p>	平成28年11月 1日から平成 38年10月31日 まで	銃器
大 黒 磯 特 定 猟 具 使用禁止区域	<p>1 区域 那須塩原市黒磯地内那珂川右岸と一般国道4号との交点を起点とし、同所から同一般国道を南進し那須塩原市道黒磯大田原1号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道三本木石丸線との交点に至り、同所から市道三本木石丸線を南西に進み県道東小屋・黒羽線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道大原間東小屋線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道東那須野金田2号線との交点に至り、同所から市道東那須野金田2号線を南東に進み市道東那須野金田線との交点に至り、同所から市道東那須野金田線を南東に進み市道沼野田和縦1号線との交点に至り、同所から市道沼野田和縦1号線を南進し市道下中野沼野田和線との交点に至り、同所から市道下中野沼野田和線を南西に進み市道下中野関根線との交点に至り、同所から市道下中野関根線を南西に進み市道島方下中野線との交点</p>	平成28年11月 1日から平成 38年10月31日 まで	銃器

	<p>に至り、同所から市道島方下中野線を北進し市道島方芝中線との交点に至り、同所から市道島方芝中線を北西に進み市道上中野横1号線との交点に至り、同所から市道上中野横1号線を北東に進み市道上中野方京線との交点に至り、同所から市道上中野方京線を北東に進み市道東那須野高林線との交点に至り、同所から市道東那須野高林線を北東に進み市道方京北弥六線との交点に至り、同所から市道方京北弥六線を北東に進み県道大田原・高林線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道西那須野・那須線との交点に至り、同所から県道西那須野・那須線を北東に進み市道埼玉外周西線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道柳塩野崎新田線との交点に至り、同所から市道柳塩野崎新田線を北西に進み市道青木三区南3号線との交点に至り、同所から市道青木三区南3号線を北東に進み市道東北自動車道南2号線との交点に至り、同所から市道東北自動車道南2号線を北東に進み県道黒磯・田島線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道埼玉鳥野目線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道鳥野目横線との交点に至り、同所から市道鳥野目横線を北東に進み市道東原鳥野目線との交点に至り、同所から市道東原鳥野目線を北東に進み市道鳥野目河川公園線との交点に至り、同所から市道鳥野目河川公園線を北東に進み那珂川本流右岸に至り、同所から同河川右岸を南東に進み堰堤上流部に至り、同所から同河川右岸と直角に見通し那珂川左岸を経て那須街道鳥獣保護区西側境界との交点に至り、同所から同境界を南東に進み県道黒磯・高久線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み那珂川本流右岸に至り、同所から同河川右岸を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 3,490ヘクタール</p>		
<p>なすの 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 那須塩原市千本松地内千本松鳥獣保護区と一般国道400号との交点を起点とし、同所から同一般国道を南東に進み県道那須野が原公園線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み畜産酪農研究センター東側道路との交点に至り、同所から同道路を南東に進み旧西那須野町と旧塩原町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を南東に進み那須塩原市道522号線との交点に至りさらに同行政界を北東に進み那須塩原市井口工業団地東側農道との交点に至り、同所から同農道を南東に進み県道西那須野・那須線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道幹I-3号線との交点に至り、一般国道4号との交点に至り、同所から同一般国道を北東に進み市道440号線との交点に至り、同所から同市道を南東</p>	<p>平成28年11月1日から平成38年10月31日まで</p>	<p>銃器</p>

に進みさらに南進し市道幹Ⅰ－5号線との交点に至り、同所から市道幹Ⅰ－5号線を南西に進み市道幹Ⅰ－18号線との交点に至り、同所から市道幹Ⅰ－18号線を南東に進み大田原市と那須塩原市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を南東に進み大田原市道戸野内石林線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み蛇尾川右岸との交点に至り、同所から同河川右岸を東進しさらに南進し市道田島深田線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道中田原5号線との交点に至り、同所から同市道線を南東に進み県道大田原・芦野線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道内環状北大通線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道旧東野鉄道線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道大田原・芦野線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み一般国道461号との交点に至り、同所から同一般国道を南東に進み市道稲荷原倉骨線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道鹿畑1号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道北大和久奥沢線との交点に至り、同所から同市道を西進し一般国道400号との交点に至り、同所から同一般国道を北西に進み県道親園・南金丸線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道七軒町川下線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道若草117号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道大田原グリーンパーク線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道美原富士山線との交点に至り、同所から同市道を西進しさらに北西に進み市道末広一区町線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道加治屋二つ室線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み那須塩原市道幹Ⅰ－7号線との接点に至り、同所から市道幹Ⅰ－7号線を北進し市道265号線との交点に至り、同所から市道265号線を西進し市道幹Ⅰ－4号線との交点に至り、同所から市道幹Ⅰ－4号線を南西に進み市道263号線との交点に至り、同所から市道263号線を西進し市道372号線との交点に至り、同所から市道372号線を北西に進み一般国道4号との交点に至り、同所から同一般国道を北東に進み市道幹Ⅰ－13号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道153号線との交点に至り、同所から市道153号線を南西に進み市道幹Ⅰ－1号線との交点に至り、同所から市道幹Ⅰ－1号線を南東に進み市道148号線との交点に至り、同所から市道148号線を南西に進み市道149号線との交点に至り、同所から市道149号線を北西に進み市道150号線との接点に至り、同所から市道150号線を北西に進み市道幹Ⅱ－11号線との交点に至り、同所から市道幹Ⅱ－11号線を北西に進み市道幹Ⅰ－21号線との交点に至り、同所から市道幹Ⅰ－21号線を南西に進み市道187号線との接点に至り、同所から市道187号線を



	<p>南西に進み市道192号線との交点に至り、同所から市道192号線を北西に進み市道169号線との交点に至り、同所から市道169号線を北東に進み市道幹Ⅱ-23号線との交点に至り、同所から市道幹Ⅱ-23号線を南西に進み旧西那須野町と旧塩原町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を北西に進み千本松鳥獣保護区南側境界との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、龍城公園鳥獣保護区及び乃木公園鳥獣保護区の区域を除く。</p> <p>2 面積 3,911ヘクタール</p>		
那 須 黒 羽 ゴルフクラブ 特 定 猟 具 使用 禁 止 区 域	<p>1 区域 大田原市北野上3347番地外58筆那須黒羽ゴルフクラブの敷地全域</p> <p>2 面積 98ヘクタール</p>	平成28年11月 1日から平成 38年10月31日 まで	銃器
河 原 特 定 猟 具 使用 禁 止 区 域	<p>1 区域 大田原市河原2005番地、2006番地、2008番地、2009番地、2010番地、2013番地、2019番地1、2019番地3、2020番地、2022番地、2023番地、2025番地、2026番地1、2027番地、2028番地1、2028番地2、2028番地3、2028番地4、2028番地5、2029番地1、2029番地2、2030番地1、2030番地4、2030番地5、2031番地、2032番地、2033番地1、2033番地5、2034番地1、大田原市寺宿298番地、299番地、300番地、301番地、302番地、519番地1、682番地3、682番地4、712番地4、718番地2、720番地、721番地、723番地、723番地2、724番地、725番地、726番地、737番地、738番地、739番地、740番地1、741番地、742番地、743番地2、744番地1の区域</p> <p>2 面積 103ヘクタール</p>	平成28年11月 1日から平成 38年10月31日 まで	銃器
塩 原 宇 都 野 特 定 猟 具 使用 禁 止 区 域	<p>1 区域 那須塩原市宇都野地内県道矢板・那須線と市道宇都野矢板線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し市道上の宿小勝原線との交点に至り、同所から同市道を西進し林道沼代シダブ線との交点に至り、同所から同林道を西進し宇都野林道との交点に至り、同所から同林道を北進し市道嶽山神社線との交点に至り、同所から同市道を東進し国有林と民有林の境界との交点に至り、同所から同境界を北進し那珂川森林計画区旧塩原町箒根地区5林班と同6林班の林班界との交点に至り、同所から同林班界を東進し、県道矢板・那須線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 264ヘクタール</p>	平成28年11月 1日から平成 38年10月31日 まで	銃器

<p>高久乙 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 那須郡那須町大字高久乙地内県道矢板・那須線と 県道那須高原線との交点を起点とし、同所から県道 那須高原線を南東に進み町道喰木原～茗ヶ沢線との 交点に至り、同所から同町道を南西に進み認定外道 路との交点に至り、同所から同認定外道路を北西に 進み湯川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸 を北進し県道矢板・那須線との交点に至り、同所か ら同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区 域</p> <p>2 面積 165ヘクタール</p>	<p>平成28年11月 1日から平成 38年10月31日 まで</p>	<p>銃器</p>
<p>葛生仙波・坂東 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 佐野市仙波町地内県道仙波鍋山線と栃木市と佐野 市との行政界の交点(羽鶴橋右岸)を起点とし、同 所から同行政界を南東に進み通称明通賀の峰に至 り、同所から通称松ヶ坂の尾根伝いに進み県道仙波 鍋山線との交点に至り、同所から同県道を東進し起 点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 67ヘクタール</p>	<p>平成28年11月 1日から平成 38年10月31日 まで</p>	<p>銃器</p>
<p>吾妻古墳 特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>1 区域 下野市国分寺地内主要地方道小山壬生線と主要地 方道栃木二宮線との交点を起点とし、同所から主要 地方道栃木二宮線を西進し用水路との交点に至り、 同所から同用水路を北東に進み黒川左岸飯塚堰用水 路取水口に至り、同所から同河川左岸に沿って北進 し主要地方道小山壬生線との交点に至り、同所から 同主要地方道を北進し壬生町町道3-207号線との 交点に至り、同所から同町道を北東に進み町道3- 206号線との交点に至り、同所から同町道を北進し 県道笹原二宮線との交点に至り、同所から同県道を 東進し黒川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤 防を北西に進み主要地方道宇都宮栃木線との交点に 至り、同所から同主要地方道を東進し町道3-151 号線との交点に至り、同所から同町道を南進し一般 国道352号との交点に至り、同所から同一般国道を 東進し町道3-190号線との交点に至り、同所から 同町道を南進し町道54号線との交点に至り、同所か ら同町道を南進し県道笹原壬生線との交点に至り、 同所から同県道を東進し町道3-254号線との交点 に至り、同所から同町道を南進し町道3-240号線 との交点に至り、同所から同町道を西進し壬生町と 栃木市と下野市の行政界の交点に至り、同所から栃 木市と下野市との行政界を南西に進み主要地方道小 山壬生線との交点に至り、同所から同主要地方道を 南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 302ヘクタール</p>	<p>平成28年11月 1日から平成 38年10月31日 まで</p>	<p>銃器</p>

蓬 山 ロ グ ビ レ ッ ジ 特 定 猟 具 使 用 禁 止 区 域	<p>1 区域 佐野市作原町地内県道作原上町線と小戸川左岸との交点を起点とし、同所から同河川を西進し佐野市作原町1065番地の西端に至り、同所から尾根筋に北東に進み蓬山山頂に至り、同所から尾根筋を東進し県道作原上町線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 20ヘクタール</p>	平成28年11月 1日から平成 38年10月31日 まで	銃器
足利城ゴルフク ラブ特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 足利市田島町地内市道田島通りと市道田島町21号線との交点を起点とし、同所から北西に進み足利城ゴルフ倶楽部敷地同所から尾根伝いに約500m北進しさらに北東に進み同ゴルフ倶楽部敷地北端を通過して足利市名草町と田市田島町との境界に至り、同所から尾根伝いに同ゴルフ倶楽部敷地南端と同じ位置まで南進しさらに同所から西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 140ヘクタール</p>	平成28年11月 1日から平成 38年10月31日 まで	銃器
下野市田川流域 特定猟具 使用禁止区域	<p>1 区域 下野市本吉田地内主要地方道宇都宮結城線と下野市と小山市との行政界との交点を起点とし、同所から同行政界を西進し市道南1-10号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道南1-3号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道南1-6号線との交点に至り、同所から同市道を北進し県同市道を北進し市道南115号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道南112号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道南1-2号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道南112号線との交点に至り、同所から同市道を北進しさらに西進し市道南207号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道南1-15号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道南207号線との交点に至り、同所から同市道を北進し下野市と上三川町との行政界との交点に至り、同所から同行政界を東南に進み市道南1-8号線との交点に至り同所から同市道を南進し県道笹原二宮線と市道南2-8号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道南1-3号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道南336号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道南1-7号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道南1-9号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道南169号線との交点に至り、同所から同市道を南進し主要地方道宇都宮結城線との交点に至り、同所から同地方道を南進し下野市と小山市との行政界に至り、同所から同行政界を南進し市道南301号線との交点に至り、</p>	平成28年11月 1日から平成 38年10月31日 まで	銃器

	<p>同所から同市道を南進し市道南171号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み下野市と小山市との行政界との交点に至り、同所から同行政界を南西に進みさらに北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 426ヘクタール</p>		
下野市西部及び姿川流域特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 下野市国分寺地内主要地方道栃木・二宮線と主要地方道小山・今市線との交点を起点とし、同所から同地方道小山・今市線を北進し下野市と栃木市との行政界に至り、同所から同行政界を北東に進み下野市と栃木市と壬生町との行政界の交点に至り、同所から下野市と壬生町の行政界に沿って南東に進みさらに北東に進み県道笹原壬生線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道国3009号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道国1-7号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道国3020号線との交点に至り、同所から同市道を南進し主要地方道栃木・二宮線と市道国4302号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道国1-6号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道国4314号線との交点に至り、同所から同市道を南進し小山市と下野市との行政界との交点に至り、同所から同行政界を南西に進みさらに北西に進み市道国2-16号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道国2-27号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道国1-4号線との交点に至り、同所から同市道を北進し主要地方道栃木・二宮線に至り、同所から同地方道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 545ヘクタール</p>	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで	銃器
下野市北西部特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 下野市橋本地内県道笹原壬生線と市道石8034号線の交点を起点とし、同所から同市道を北進しさらに北東に進み一般国道352号と市道石7036号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道石3026号線と市道石7050号線との交点に至り、同所から市道石7050号線を北進し下野市と壬生町との行政界との交点に至り、同所から同行政界を南東に進みさらに南進しさらに東進しさらに北進し県道羽生田・上蒲生線との交点に至り、同所から同県道を東進し新川との交点に至り、同所から同水路を南進し市道石3010号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道石3026号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道石3003号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道石3027号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道石3030号線との交点に至り、同所から同市道を東進しさらに南進し市道石2-22号</p>	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで	銃器

	<p>線（3058号線）との交点に至り、同所から水田沿いの境界を南進し市道石6002号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道石6004号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道石2-30号線（6001号線）との交点に至り、同所から同市道を南進しさらに防風林沿いの道路を西進しさらに畑地との境界を南進し市道石4065号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道石2-30号線（6038号線）との交点に至り、同所から同市道を南進しさらに東進し市道石6054号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道国3043号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道国3002号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道笹原壬生線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 366ヘクタール</p>		
<p>足利市菅田町 特 定 獵 具 使用 禁 止 区 域</p>	<p>1 区域 足利市菅田町地内市道北郷学校通りと県道飛駒足利線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し、足利市立北郷小学校東側に至り、同所から尾根伝いを北進し同市名草下町との境界に至り、同所から同境界を東進し県道飛駒足利線を通過し市道名草下町1号線沿いを山頂まで至り、同所から同市樺崎町との境界沿いを南進し市道菅田町1号線を通過し市道北郷学校通りに至り、同所から市道樺崎町14号線を南進し同市大月町との境界に至り、同所から市道樺崎町17号線を北進し同市大月町との境界に至り、同所から尾根伝いを南進し同市菅田町と同市利保町及び同市大月町との境界の交点に至り、同所から同市菅田町と同市利保町との境界を西進し市道大月菅田通り及び名草川を通過し市道菅田町22号線に至り、同所から同町道を北進し県道飛駒足利線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>2 面積 103ヘクタール</p>	<p>平成28年11月 1日から平成 38年10月31日 まで</p>	<p>銃器</p>

(自然環境課)

栃木県告示第539号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成28年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番 号	事 業 者 の 事 業 者 の 名 称 又 は 氏 名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
		名 称	所 在 地		

0970301958	合同会社スイートケア 代表社員 長島 忍	ケアステーションに こ	栃木市尻内町147番 地	平成28年 9月1日	訪問介護
0970301966	株式会社INOSE 代表取締役 猪瀬 純一	ヘルパーステーショ ンふづき	栃木市錦町7番10号	平成28年 9月1日	訪問介護
0971301346	株式会社三英堂商事 代表取締役 上村 岩男	家族の家ひまわり西 那須野訪問介護事業 所	那須塩原市西三島二 丁目159番地4	平成28年 9月1日	訪問介護
0970802534	株式会社SYM 代表取締役 添谷 武仁	デイサービスまごこ ろ	小山市城東七丁目11 番20号	平成28年 9月1日	通所介護
0971301353	株式会社三英堂商事 代表取締役 上村 岩男	家族の家ひまわり西 那須野通所介護事業 所	那須塩原市西三島二 丁目159番地4	平成28年 9月1日	通所介護
0972301519	株式会社ヴァティー 代表取締役 佐藤 明	ケアステーションあ さひ野木	下都賀郡野木町丸林 647番地3	平成28年 9月1日	通所介護
0970501334	株式会社やさしい手栃 木中央 取締役社長 橋本 一則	やさしい手かぬま訪 問介護事業所	鹿沼市上野町410番 地1	平成28年 10月1日	訪問介護
0970501342	社会福祉法人優心会 理事長 毛塚 徹	めぐり	鹿沼市下永野245番 3	平成28年 10月1日	訪問介護
0971600713	特定非営利活動法人ア グネス会 理事長 薛 好美	訪問介護事業所くわ くわ	下野市小金井1224番 地1	平成28年 10月1日	訪問介護
0970402145	合同会社美と健康コー ポレーション 代表社員 山崎 正勝	あかみ倶楽部生活向 上委員会	佐野市赤見町3109番 地1	平成28年 10月1日	通所介護
0971001235	社会福祉法人謙心会 理事長 安藤 美代子	にちにちそうみはら	大田原市美原三丁目 3348番24	平成28年 10月1日	通所介護
0971200472	有限会社笑福 代表取締役 高久 静子	デイサービス遊民	那須塩原市鍋掛1476 番地139	平成28年 10月1日	通所介護

#### 栃木県告示第540号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成28年10月28日

栃木県知事 福田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定の 年月日	サービス の種類
		名 称	所 在 地		
0970203196	株式会社ファーストケア 代表取締役 長谷川 友彦	介護保険プラン・足利	足利市上洪垂町915番地10TSビル1FD室	平成28年 9月1日	居宅介護支援
0970900775	株式会社三英堂商事 代表取締役 上村 岩男	家族の家ひまわり真岡居宅介護支援事業所	真岡市荒町三丁目25番地6	平成28年 9月1日	居宅介護支援
0971301361	株式会社三英堂商事 代表取締役 上村 岩男	家族の家ひまわり西那須野居宅介護支援事業所	那須塩原市西三島二丁目159番地4	平成28年 9月1日	居宅介護支援
0970203220	株式会社コーショー 代表取締役社長 坏 光栄	ケアサポートわくわく	足利市上洪垂町272番地1	平成28年 10月1日	居宅介護支援
0970501326	株式会社やさしい手栃木中央 取締役社長 橋本 一則	やさしい手かぬま居宅介護支援事業所	鹿沼市上野町410番地1	平成28年 10月1日	居宅介護支援
0971001243	社会福祉法人謙心会 理事長 安藤 美代子	居宅介護支援事業所にちにちそう	大田原市美原三丁目3348番24	平成28年 10月1日	居宅介護支援
0971400346	有限会社ハウス・ネット 代表取締役 鈴木 太一	ケアプランたいよう	さくら市馬場247番地1	平成28年 10月1日	居宅介護支援
0971600721	特定非営利活動法人アグネス会 理事長 薛 好美	居宅介護支援事業所くわくわ	下野市小金井1224番地1	平成28年 10月1日	居宅介護支援
0971600739	医療法人小金井中央病院 理事長 田中 昌宏	居宅介護支援ぬくもり	下野市小金井二丁目4番3号	平成28年 10月1日	居宅介護支援

栃木県告示第541号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成28年10月28日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービス の種類
		名 称	所 在 地		

0970301958	合同会社スイートケア 代表社員 長島 忍	ケアステーションに こ	栃木市尻内町147番 地	平成28年 9月1日	介護予防訪 問介護
0971301346	株式会社三英堂商事 代表取締役 上村 岩男	家族の家ひまわり西 那須野訪問介護事業 所	那須塩原市西三島二 丁目159番地4	平成28年 9月1日	介護予防訪 問介護
0970203204	株式会社つくし 代表取締役 石川 はるな	デイサービスつくし	足利市上洪垂町237 番地1	平成28年 9月1日	介護予防通 所介護
0971301353	株式会社三英堂商事 代表取締役 上村 岩男	家族の家ひまわり西 那須野通所介護事業 所	那須塩原市西三島二 丁目159番地4	平成28年 9月1日	介護予防通 所介護
0972301519	株式会社ヴァティー 代表取締役 佐藤 明	ケアステーションあ さひ野木	下都賀郡野木町丸林 647番地3	平成28年 9月1日	介護予防通 所介護
0970301966	株式会社INOSE 代表取締役 猪瀬 純一	ヘルパーステーショ ンふづき	栃木市錦町7番10号	平成28年 10月1日	介護予防訪 問介護
0970501334	株式会社やさしい手栃 木中央 取締役社長 橋本 一則	やさしい手かぬま訪 問介護事業所	鹿沼市上野町410番 地1	平成28年 10月1日	介護予防訪 問介護
0970501342	社会福祉法人優心会 理事長 毛塚 徹	めぐり	鹿沼市下永野245番 3	平成28年 10月1日	介護予防訪 問介護
0971600713	特定非営利活動法人ア グネス会 理事長 薛 好美	訪問介護事業所くわ くわ	下野市小金井1224番 地1	平成28年 10月1日	介護予防訪 問介護
0970203212	株式会社めいび 代表取締役 小林 知史	らくらくデイサービ スクらの郷	足利市福居町1168番 地7	平成28年 10月1日	介護予防通 所介護
0970402145	合同会社美と健康コー ポレーション 代表社員 山崎 正勝	あかみ倶楽部生活向 上委員会	佐野市赤見町3109番 地1	平成28年 10月1日	介護予防通 所介護
0970802542	株式会社アーバンアー キテック 代表取締役 川又 則夫	ご長寿くらぶ小山城 北Ⅰデイサービスセ ンター	小山市城北六丁目2 番7号	平成28年 10月1日	介護予防通 所介護
0971001235	社会福祉法人謙心会 理事長 安藤 美代子	にちにちそうみはら	大田原市美原三丁目 3348番24	平成28年 10月1日	介護予防通 所介護

(高齢対策課)



栃木県告示第542号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項の規定により平成28年度における児童福祉司の数を次のとおり定めたので、告示する。

平成28年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 栃木県中央児童相談所 15
- 2 栃木県県南児童相談所 13
- 3 栃木県県北児童相談所 7

栃木県告示第543号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第6項の規定により平成28年度における指導及び教育を行う児童福祉司の数を次のとおり定めたので、告示する。

平成28年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 栃木県中央児童相談所 3
- 2 栃木県県南児童相談所 2
- 3 栃木県県北児童相談所 1

(こども政策課)

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成29年2月28日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
茂木ショッピングセンター もぴあ  
芳賀郡茂木町大字茂木179番地1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社かましん  
芳賀郡茂木町大字茂木5番地
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	7箇所 位置は図面のとおりに	10箇所 位置は図面のとおりに	平成28年10月21日

- 4 届出年月日  
平成28年10月20日
- 5 縦覧場所  
栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、日光市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成28年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域  
日光市
- 3 作業期間  
平成28年10月15日から平成29年3月17日まで

#### ○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、日光市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成28年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類  
公共測量（デジタル撮影）
- 2 作業地域  
日光市
- 3 作業期間  
平成28年10月12日から平成29年3月31日まで

（監理課）

## 調 達 等 公 告

#### ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品等の件名及び数量  
乗用車（ハイブリッド車） 1台
  - (2) 購入物品等の特質等 入札説明書による。
  - (3) 納入期限 入札説明書による。
  - (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
  - (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。  
大分類・機械器具、車両類 小分類・車両
  - (3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づき、都道府県知事又は保健所設置市において引取業者の登録がなされている者であること。
  - (4) 平成28年11月28日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(5) 栃木県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

### 3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-0031 栃木県宇都宮市戸祭元町1-25 (栃木県庁北別館1階)  
栃木県企業局経営企画課 企画調整担当 電話028-623-3825

(2) 入札及び開札の日時及び場所  
平成28年11月28日 午前10時30分  
栃木県北別館101会議室 (栃木県庁北別館1階)

### (3) その他

入札説明書は、平成28年10月28日から同年11月16日までの日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、(1)の場所において交付する。

### 4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効

入札当日指定された場所、時刻に到着しない場合、2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則 (平成7年栃木県規則第12号) 第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ その他 詳細は、入札説明書による。

(企業局経営企画課)